

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.103	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.103 機器は、供給室及びガードが清掃できるような構造でなければならない。	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101 箇条22 22.101	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 入口開口部のカバーは、カバーが閉じているときだけ、機器を動作させるようなインターロック機能をもつていなければならない。 箇条22 構造 22.101 機器は、保護装置を組み込まなければならない。	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12 7.12.1	<p>7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — ガラス及び金属のような硬い物質を粉碎するために、この機器を用いてはならない。 — 拘束状態にある回転体を工具を用いて開放する前に、屋内配線のブレーカを開路するか、又はプラグを引き抜かなければならない。 <p>7.12.1 機器の運転のために最小水流が必要な場合、取扱説明書には、その情報を記載しなければならない。</p> <p>取扱説明書には、リセットボタン及び逆転スイッチをすぐに操作できるような状態に機器を据え付けなければならない旨を、記載しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中に おける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.18 箇条23 23.3	<p>箇条22 構造</p> <p>22.18 導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条23 内部配線</p> <p>23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.14 箇条31	箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 電源コード付きの運転中に動かす機器又は可搬形機器で通常の使用状態で定置して用いないシースなしの平形コードをもつ機器は、コード引込部のところで過度の屈曲から十分保護した構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。） さ（錆）びることによって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防せい（錆）対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I、クラスI、クラスII又はクラスIIIのいずれかでなければならない。 6.2 機器は、水の有害な浸入に対し、適切な保護等級をもたなければならない。 機器は、IPX1以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.104	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.104 粉碎室の表面材料は、機械的破損、及び食物くずによる破壊作用に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第一号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 箇条22 箇条25 25.22 箇条26 26.1 26.7	箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1 機器は、充電部への偶然の接触に対して適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていなければならない。（第一部の規定による。） 箇条22 構造（第一部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 — コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないよう配置か又はそのように囲っていなければならない。 (第一部の規定による。) 箇条26 外部導体接続端子 26.1 端子は、工具を用いずに着脱できないカバーを取り外さないと接触できないようにしなければならない。(第一部の規定による。) 26.7 X形取付け用端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならぬ。 (第一部の規定による。)	
第七条 第二号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1.4	箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、規定の値以下でなければならない。（第一部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条13 13.1 箇条16 16.1 箇条22 22.5 箇条27 27.1	箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもつていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.1 機器の漏えい電流は過大であってはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.5 差込プラグ又はコンセントに直接差し込むピンを用いて主電源に接続する機器は、通常使用時に、二つのピン間の静電容量が規定の値以上の充電されたコンデンサによって、ピンに触った場合に感電する危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条27 接地の手段 27.1 基礎絶縁の不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0I機器及びクラスI機器の可触金属部は、規定の試験に適合しない装飾カバーの内側にある金属部も含めて、機器内の接地端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.2 機器は、機器の排出口の閉塞が電気絶縁に影響を与 えないような構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を 及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないように、発火する温度に達しない構造 の採用、難燃性の部品及び材料の使用その 他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 箇条19 19.1 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の 温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作 によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械 的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければ ならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性を もっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人 体に危害を及ぼすおそれがある温度となら ないこと、発熱部が容易に露出しないこと 等の火傷を防止するための設計その他の措 置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 試験中、温度上昇は継続的に監視し、通常動作状態 の下での規定の外部可触表面の最大温度上昇値を超えて はならない。	
第十一条	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第一項	による危害の防止	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	20.1 20.2 箇条22 22.14 箇条23 23.1 箇条25 25.9	<p>20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならぬ。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があつてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条23 内部配線</p> <p>23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があつてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十二条 第二項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.2	<p>箇条20 安定性及び機械的危険</p> <p>20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であつて、かつ、十分な機械的強度をもつて</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条21 21.1 箇条22 22.11 箇条23 23.3 箇条25 25.22	いなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 機械的強度 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人	■該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	てはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。） 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51 22.62	<p>箇条22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十五条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.13	<p>箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		箇条22 22.10 22.102 箇条24 24.101	箇条22 構造 22.10 保護装置は、非自己復帰形とし、かつ、トリップフリーアクションでなければならない。 22.102 保護装置のリセットボタンは、くぼみに入るか、又は別の方法で保護しなければならない。 箇条24 部品 24.101 連続供給形の機器に組み込む温度過昇防止装置及び保護装置は、非自己復帰形とする。	
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.11 箇条25 25.8	19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になつても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.14 7.15	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読可能で、かつ、耐久性がなければならない。（第1部の規定による。） 7.15 規定の主な表示は、機器の主要部上に行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の五第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。